

各位

個人番号（マイナンバー）提示のお願い



こちらの面



マイナンバーの通知カード（左記参照）が郵送されてきましたら、個人番号・氏名・住所などが記載されている面をコピーして事務所へ提出願います。

必ずコピーを提出してください。

アルバイト学生の方も全員提出してください。

貴方に子供・配偶者など扶養家族の方がおられる場合は扶養家族の方の分も提出してください。

個人番号（マイナンバー）利用目的通知書

当社は、従業員の皆様および皆様の扶養家族の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号 通称：マイナンバー をいいます。）を以下の目的で利用いたします。

給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務

雇用保険届出事務

健康保険・厚生年金保険届出事務

労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

今後の法律の改正に伴い個人番号が必要となる届出事務

以上